

時事新報定額
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し

本社(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰纂するより各社同一の記事を掲ぐるも算からず獨り時事新報は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに本社にを生じたる場合も算からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に於て發送せらるるを請ふ

時軍新報

學生の體育

毎度時事新報にも論述したる如く人生の教育とは單に精神を發達せしむるのみに限らず身體を養成して筋骨を發達せしむるも亦教育の一部分にして決して忽に不可らざるものと勿論なり元來人の精神は肉體の支持を受けて始めて其働をなすものなれば先づ身體の發育を充分ならしめて然る後、精神の發育を謀るべき正當なる教育の順序なりと謂ふ可し然るに我國現在の教育法は全く此順序を誤りたるものにして少年子弟の習育には盡力に及らざる所なく如何なる片田舎にても讀書習字を教ゆる爲めに學校の設けらるる地はなき程の有様にして苟くも學齡の少年にして學問の心得なき者をしては全國を擧げて其少數の數なれども之に反して體育の事に至るとは頗る意を留むる者なく學校に體育の課なきに非ざれども大概皆不完全のものにして生徒が少しく之を怠りたりとて嚴しく咎めらるるも又勤めたりとて大に賞せらるるも又體育は唯一の儀式として存する位のもにして尙ほ甚だしきに至ては一切體操の設なき學校さへ少しとせず即ち我國の教育法にては體育は全く習育に伴ふ附屬物にして其盛衰如何の如きは絶て教育家の念頭に上らざるものなり斯る始末なれば今日の學生が身體孱弱にして事に堪へざるは固より怪むに足らず畢竟するに維新以來世の急劇者流が唯漫に舊來の習慣風俗を破壞するものに汲々たるの餘り我國武士の得意とせる諸般の武藝をも野蠻なりとて一切排斥し知らず諷らず少年子弟をして體育の路を失はしめたるものにして國の爲め誠に痛嘆に堪へざるものと謂はざるを得ず左れば今日更に封建時代の武道を復興し學校の生徒に弓馬槍劍等の諸術を習せて活潑勇壯の運動をなさしむるは我輩の至極賛成する所なれども又あれと同時に西洋流の體育法をも併用しんみとを希望する者なり抑も西洋諸國に行はるる諸球戯、競走、競飛、船漕等の諸技は身體の爲めに裨益あるものと勿論にして其壯快活潑なるは我國の武術に比して決して劣るとなし是等の遊戯にして若し盛に我國の學生社會に流行するに至らば其利益必す少小なりざる可し西洋諸國にては各學校にフットボール、ベースボール、船漕等種々の競技組合ありて學校と學校と互に其

技を競はして勝敗を爭ふ其熱心魂膽は中々容易なるものに非ず例へば英國に於けるケンブリッヂ及びオクスフォード兩大學校の船漕、又米國に於けるハーヴァード大學とエール大學との球戯の競争の如きは殊に有名なるものにして競技の當日には見物の群集山の如く勝敗の報告は即日電信を以て世界の各所に傳達し翌日の新聞紙は皆其記事を以て充滿せざるはなく競技の前後數日間は何處の座席に於ても殆ど他事を談する者なき程の想像に浮はざる所なり又歐米諸國にては都て如何なる種類の競技に付ても必ずレコードなるものあり即ち古より今日に至るまでの間に競技に最も優れた者の最長時間若しくは最長距離を記録し止めたものにして誰にても此レコードに優りたる技倆を現して新レコードを造る者あれば其者の姓名は忽ち全國に轟き渡りて無上の榮譽となるものなれば競技者の目的は常に是までのレコードを破りて自ら新レコードを造るに在り競技者に斯る目的があるが故に尋常の競走競飛などにも非常に人心を激動して見物の面白さを添ふるものと多し但しレコードと云へば全世界のレコードもあり一國のレコードもあり又一學校のレコードもあり普通の學校運動會などにて生徒の目的とする所は唯自己の學校のレコードを破るに在る者多しと知る可し左に目下世界のレコードを稱するもの數種を掲げて我國の競技熱心家の參考に供す可し(千八百九十二年一月朔)
競走種類 距離 時間 姓名
二百ヤード 九秒二分一 J.H. Gay
二百ヤード 十九秒五分 E.H. Pelting
八百八十ヤード 四分五十三秒二分一 E. Hewitt
一哩 四分十八秒 W.G. George
二哩 二分五十二秒 J. Haggarty
五百ヤード 一分十七秒 F.S. Campbell
八百八十ヤード 二分二十八秒 J. Nutall
一哩 二分五十二秒 J.J. Collier
二哩 二分五十五秒 W.D. Page
高飛(驅走)六呎四吋 W.D. Page
同(驅走)五呎一吋半 S. Cook
同(驅走)四呎四吋 C.S. Barber
同(停止)十呎九吋四分三 M.W. Ford
同(高)十一呎五吋 H.H. Baker
同(高)十一呎五吋 A.H. Green
同(高)十一呎五吋 A.H. Green
右のレコードは皆僅か數年前以來に出來たるものにして中には過る一年間に出來たるものもあり即ち西洋諸國殊に英米兩國に於て競技者の技倆は今尙ほ益々上進しつゝあるの明證に外ならず思ふに我國人の體格は小なりと雖も前記の諸技の如く非常に體力を要せざる遊戯に於ては敢て西洋人に對して後を取る可きの謂れなし借聞す我國の學生諸子は身に身體を練習して西洋人の造りたるレコードを破るの意なきや否や

保安條例の執行

府下にては去る二十一日の夜、保安條例第四條の實施ありて過去の命を受けたるもの百四十餘名の多きに及べり此程來所壯士と稱する徒が都下に横行して或は人を毆打し又は恐嚇するなど其亂暴狼藉は拾遺可きに非ざれば條例の施行も止むを得ざるものと認めざるを得ず世間には往々條例廢止の議論もあれども此有様を見れば其廢止も當分の間先づ以て覺束なきが如し聞か所には據れば彼の壯士なるものの中には種々の種類の

官報

司法部告示第三十七號
大坂地方裁判所管内枚方區裁判所ニ於テ明治二十五年六月一日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ
明治二十五年五月二十三日
司法大臣子爵田中不二齋
逕啓
逕信省告示第九十九號
長門國下ノ關海峽金伏立標點帶器械毀損ニ付修繕中點燈ヲ停止ス
明治二十五年五月二十三日
逕信大臣伯爵後藤象二郎

東京府令第五十四號
兵式體操科用銃器等取締規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治二十五年五月二十三日
東京府知事富田鐵之助

雜報

○民法商法施行延期法案(貴族院)
右貴族院規則第六十四條に依り提出候也
明治二十五年五月十六日
發議者 村田 保

民法及商

○民法及商
右貴族院規則第六十四條に依り提出候也
明治二十五年五月二

理由

本案を提出する所以行すべき民法商法等とせしめず殊に民法の體裁を失するものと認むるに非ざれば一倫常を紊るに違ひと矛盾する本府に委員を設け速かに所にして亦た本案を

理由

米國出稼人は注意を引くべきに非ざれば米國出稼人の利益を損傷するに及ぶるを以て各紙論說を速くし又移する制限を日本に送還せしむるの状況は迫り同領事制限を希望するも、斥論も兎に角同國議する太平洋沿岸の諸國者を嫌忌拒絶するに五百餘名の日本人然たるは決して怪む

時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)

時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)

時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)

時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)
時二時五分、五時九分、八時四十分(上り) 午前七時十九分、十時五十分、午後二時四十分、六時三十分(上り)